



島根県報

令和元年5月10日(金)

号外第3号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 2

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

知事の命を受け、特定の重要な施策について掌理する女性活躍推進統括監を置くこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第2号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項の表中

「

部又は局	理事	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る事務を掌理する。
------	----	----------------------------------------

」

を

「

本庁	女性活躍推進統括監	知事の命を受け、特定の重要な施策について掌理する。
部又は局	理事	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る事務を掌理する。

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「会計管理者」を「会計管理者
女性活躍推進統括監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 女性活躍推進統括監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和元年5月10日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中 「会計管理者」 を 「会計管理者
女性活躍推進統括監」 に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。